令和２年９月15日

魚沼市議会議長　遠　藤　徳　一　様

総務文教委員会
委員長　本　田　　篤

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

１　調査事件名　（１）　所管事務調査について
（２）　閉会中の所管事務等の調査について
（３）　その他

２　調査の経過　９月15日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、湯之谷小学校の結露関連の対策と結果について執行部から報告を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、第二次総合計画後期基本計画策定の進捗状況について、執行部から報告を受け、質疑を行った。
また、市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについて及び委員会の行政視察について協議した。

総務文教委員会会議録

1　審査事件

（１）議案第 79 号　魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

（２）議案第 80 号　魚沼市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について

（３）議案第 81 号　魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について

（４）議案第 82 号　魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の制定について

2　調査事件

（５）所管事務調査について

・湯之谷小学校の結露関連の対策と結果について

（６）閉会中の所管事務等の調査について

（７）その他

・第二次総合計画後期基本計画策定の進捗状況について

・市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについて

・委員会の行政視察について

3　日　　時　　令和２年９月 15 日　午前 10 時

4　場　　所　　本庁舎３階　委員会室

5　出席委員　　星野みゆき、大桃　聰、大平恭児、志田　貢、大平栄治、渡辺一美、本田　篤、（遠藤徳一議長）

6　欠席委員　　なし

7　説 明 員　　佐藤市長、梅田教育長、森山総務政策部長、吉澤教育委員会事務局長、茂野総務人事課長、五十嵐企画政策課長、斎藤学校教育課長、小林子ども課長

8　書　　記　　佐藤議会事務局長、磯部議会事務局次長

9　経　　過

開　　会（10：00）

本田委員長　　定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案について審議願います。

（１）議案第 79 号　魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

本田委員長　　日程第１、議案第 79 号　魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　　ございません。

本田委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 79 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 79 号　魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（２）議案第 80 号　魚沼市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について

本田委員長　　日程第２、議案第 80 号　魚沼市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　　ございません。

本田委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

星野委員　　自己負担がないことで、ほんのわずかなことで病院に行く人。本来なら少し様子を見るところであるが、どうせお金がかからないのなら子供を病院に連れていく人など、過剰な受診が増加し、本当に診察を必要としている重篤患者の診察が遅くなるようなことは考えられませんでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　　自己負担をなくすることによって、不要不急の診察が増えるのではないかというご質問かと思いますけれども、医師会とも調整をしておりますが、基本的にはそういうことはあまり心配しなくていいだろうということで、今回改正をしたいものであります。

星野委員　　一応医師会とお話をされているというお話ではございますけれども、夜間に緊急性がないのに病院を受診するようなケースや、過剰な受診により小児科を中心とする医師の負担が高まると思われます。特に病院が少ない我が市は、このようなケースが増えると思われるんですけれど、今一度お聞かせください。

吉澤教育委員会事務局長　　その種の啓発については、今回の条例改正があったとしても懸念されるところであろうかと思いますし、また、なくても懸念されるところであろうかと思いますので、その啓発は啓発として呼びかけていきたいと考えております。

星野委員　　近隣自治体で 18 歳到達年度までとはいかなくとも、中学校卒業までもしくは小学校卒業まで自己負担額を全額助成しているところはありますでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　　市におきましては魚沼市が県内では最初であります。町で言いますと、阿賀町、出雲崎町が既に実施しております。

星野委員　　市ではないということですけれども、２つの町では今のような過剰受診の問題な

ど聞こえてきませんでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　　直接照会をしていませんので不明でありますが、恐らくないものと思っております。

星野委員　　少額でも負担があれば、過剰受診は起きないと思われるんですけれども、その辺のお話は出ませんでしたでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　　先行する２つの町については、照会をしておりませんのでわかりません。医師会については、先ほど申し上げたとおりであります。

渡辺委員　　市内の小児科の受診ができる医療機関なんですけれども、先生のほうが体調が悪いということで長期に休んでいらっしゃったりしております。正直なところ、そういう状況の中で全て無料ということになったりしますと、少し医療機関の負担、今は小出病院がほとんどなんですけれども、負担が大きくなるのではないかと思うんですけれど、その辺りいかがですか。

吉澤教育委員会事務局長　　先ほど星野委員のご質問にもお答えしたとおり、その啓発は、不要不急の診療についてはよく考えてから受診するという、一般的な啓発はしていきたいと思いますが、今回のこれによって特別に増えるということは、あまり心配はしておりません。

渡辺委員　　啓発について、保護者の方々が適切な受診をしていただく、こちらについては了承いたしました。ただ、今現在、魚沼市の小児科が従来ほど充実していないのではないかという懸念があるんですけれども、ここについてはどのようにお考えですか。

吉澤教育委員会事務局長　　医師不足については、従来から課題とされてきているところでありまして、今回の条例改正の前からある問題でもありますので、これについては、それはそれとして医療担当の部局も含めて解消に努めたいとは思っておりますけれども、今回の改正でそれがどうこうという種類のものではないと考えております。

渡辺委員　　そのような状況があるということで、ぜひ小児科の受診機会の充実ということをしていただきたいと思っております。そして、今回のこの改正によって、どのくらいの予算が増えるとお考えでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　　それでは担当の子ども課長からお答えさせていただきます。

小林子ども課長　　子ども医療について、増額となる見込みということでご説明いたします。年間の通院に係る診療費のほうが 1,780 万円ほどでございます。こちらのほうが今後新たに負担が増えるという状況でございます。なお、今年度につきましては１月１日施行でございますので、その分につきましては今年度の既設予算の執行状況を見まして、必要に応じて 12 月で補正予算要求をしたいと考えております。

渡辺委員　　通院はそのように了解いたしましたが、入院のほうもあるかと思っております。それから、この受給者証ですけれども、今まで補助していた妊産婦の医療費助成が、受給者証を発行するようになったら急に増えたというようなことで、今回補正予算に上がってきたわけでございますけれども、そのあたり考えますと、この受給者証は１月からということなので、この受給者証についてはいつ発行し、皆さんに周知し、また啓発の時期と合わせてなんですけれど、いつ頃になるかお知らせください。

小林子ども課長　　受給者証の発行につきましては、ただいま、先般補正予算で可決いただき

ましたシステム改修費をもとに、システム改修を進めております。受給者証につきましては、その改修が終わり次第準備を進めまして、年内にはお手元に届くように、なるべく早めに手続きをさせていただきたいと思っております。

大桃委員　　県内市で初ということなんですけども、これをやろうと思った大本の動機みたいなのはありますか。

佐藤市長　　子ども医療費助成につきましては、従来は中学３年生までありましたけども、この条例改正の前に 18 歳まで引き上げた段階で、議会の皆さん方には子供の医療費については 18 歳未満まで無料化するという話をしてきた中で、一部負担が残っていたという市民からの指摘もありまして、また先般、森島議員からの一般質問の中でお答えしたとおりであります。そういったことで、子供たちに係る医療費については、市民全体が無料化であったというような意識でありましたけども、条例の改正が一部残っている条例を提出してしまったということもありますので、そういったことでありましたので、この際改正をして子ども医療に係る経費については無償化していこうという取組であります。

大桃委員　　今のお話聞いていますと、私は子供の医療費がただになるというのは別にいいなとは思っているんですけども、先ほどのお二方の委員の方々が懸念なさっている不要不急でない診療が増えるとか、医師のほうの、病院側の負担が増えるとかということについて、先ほど教育委員会事務局長は、２つの町が既にやっているところに聞き取りもしないと。うちがまず県内で初めてやるみたいな話の中では、そういうのをちゃんと調査したり、もうちょっと慎重にやるべきだと私は思うんですけども、市長はいかがですか。

佐藤市長　　県内初ではなくて、市では初だかも分かりませんけども、自治体とすれば初ではないんですけれども、ただ、事前調査はそういった部分でしておりませんが、医師会からは、もしそうなったとしても急に増えることはないだろうと言われておりますので、医師会のほうもそれなりの対応はしていくという話でありますので、我々としては早期にこの取組をしたいということで調整をしてまいりました。これを皆さん方からご審議いただいて、１月１日から施行できるようにお願いをしたいと思います。

本田委員長　　ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 80 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 80 号　魚沼市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（３）議案第 81 号　魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について

本田委員長　　日程第３、議案第 81 号　魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　　ございません。

本田委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）

異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 81 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 81 号　魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（４）議案第 82 号　魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の制定について

本田委員長　　日程第４、議案第 82 号　魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　　ございません。

本田委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平（恭）委員　　まず、選考基準のことです。第６条「育英奨学金の貸与の可否について選考の上」。本会議の質疑では、教育委員会の事務局それから教育委員会が行うという話の中であったかと思います。論文形式で行うという話が示されましたけれども、こういう類いの奨学金というのは、学業の成績等が加味されることが多いかと思いますが、その辺について、今回の条例制定の中にはそういう趣旨は含まれているのか。

吉澤教育委員会事務局長　　今回の条例についてはそこまでを規定しておりませんが、現行の魚沼市奨学金においても、成績要件は募集の際には明示して募集しておりますので、そのようなことで、ある程度、基本的には魚沼市奨学金と同様の成績要件ということで現在考えております。

大平（恭）委員　　返還が免除されるというこの規定、そして寄附者の趣旨に基づいて魚沼市の発展に寄与する人材育成等を含めてということであれば、ほかの奨学金と同じということは、僕も少しどうかなという部分はあります。逆に、奨学金の月額の金額のほうを上げて、基準を厳しくして、選ばれた方々に貸与するという話もあったかと思いますが、議論の中ではそういう話はなかったでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　　成績要件につきましては、いわゆる評点という点では既存の奨学金と同じにする考えでありますけれども、そのほかに、将来戻ってくるという意思の確認のための作文なり小論文、それから、現所属の学校長の評価というものを申請書類に加えたいと考えております。

大平（恭）委員　　７条の連帯保証人について。現行どおり２人とするということで、そこの域を抜けない本会議でのやり取りだったと思います。でも昨今の、本会議での質疑の中でもありましたが、将来的というより今現状で非常に近親者がなかなか見つからないという、保証人に値するような人が見つからないという状況が考えられると思うし、２人としてあるんだけれども、例外については何かお考えがあるかどうか、そこについて確認させてください。

吉澤教育委員会事務局長　　現行の奨学金も含めて、条例どおりの運用としたいと考えております。

大平（恭）委員　　本会議の中でも、現行の奨学金と併せて連帯保証人についても少し議論は

する旨の話がありましたが、ここは確認ですが、そのような形で今後検討するということもあり得るということですか。

吉澤教育委員会事務局長　　今後については、その検討をする時期が来ればすることは想定しております。

渡辺委員　　返還免除の条件の中に、第10条第1項第1号のところに「3年以内に魚沼市に居住し、その居住期間が、育英奨学金の貸与を受けた期間の1.25倍に相当する期間に達したとき。」ということがあるんですけれど、ここには居住のみが要件になっていて、就業というところがないんです。帰ってきていただいても、魚沼市ではないところで仕事をしていただく分にはよいという意味に解せると思うんですが、ただ帰ってきているだけで無業というか、そういう場合というのは想定してらっしゃいますか。

吉澤教育委員会事務局長　　就業を要件としなかったことにつきましては、提案理由のときに申し上げたとおり、その卒業年度の景気の動向によって、地元企業の採用状況が違うということがあり得るだろうということから、複数年、卒業してからの幅を持たせた上で、なおかつ、それでもないということも想定されるのではないかということで、居住のみを要件としております。ということからすると、居住のみが要件であり、就業については要件としないと考えているところです。

渡辺委員　　これは、魚沼市にとっての人材を確保するという趣旨だと思うんです。そのときに、やはり魚沼にただ帰ってきていただくという方が、果たして人材なのかということを少し懸念するんですけれども、就業をなかなかそういう方ができなかったときのフォローですとか、そういったところの万全な体制を取らなければいけないのではないかと思うんですが、これは条例の中ですることではないかもしれませんが、その辺りいかがお考えでしょう。

佐藤市長　　就業を要件としなかったのは、まず人材が来てくれるということが大切なことであって、それに見合うキャパが全てこの地域の中にあるかというと、そうではないということを考えたときに、例えば小千谷であろうと、南魚沼であろうと、長岡であろうと、就業の場所というのは、自分に合った就業先というのはあるわけでありますので、そういったところに勤めたとしても、魚沼市内に住んで、魚沼の地域のために地域活動もしたりすることが一つの宝であると私は思っていますので、その就業要件をするということは、逆に幅を狭めてしまうということにもなりかねないということでありますので、そこは制限をしなかったということであります。また、市民が1人増えることによって市民税も増えてくるということでありますので、人口増と就業とマッチングすれば一番いいんでしょうけども、そうでなくてもしっかりと地域で育った人が地域に帰っていただく環境づくりはしていきたいということでつくり上げておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

渡辺委員　　そこについては、魚沼市内の事業所でなくて、ここから通える範囲に仕事をしていただくという、そこはわかります。ただ、こちらに戻ってくるに当たって、やはりマッチングという意味ではフォローアップしていかなければいけないのではないかということで、この条例の中では規制していなかったとしても、その辺りはしっかりとしていただきたいという趣旨で先ほど質疑させていただきました。その辺りいかがでしょう。

佐藤市長　　魚沼の雇用の状態も含めて、発信は市としてもきちんとしておりますので、それ

が卒業生をそのままそこに就職させる仲介人的な役割はしなくても、きちんとどういう企業がどういう人材を求めているかということは発信はさせていただいておりますので、そこはしっかりと企業と学生の間でやっていただければいいんではないかと思っております。

大平（恭）委員　　１点だけ確認させてください。年度ごとの枠組み、募集人員ですか。そこら辺については今考えていますか。

吉澤教育委員会事務局長　　まだこれで行くというところまで固まってはおりませんが、試算する場合の想定する数としては５人程度を想定しております。５人が多いか、実際応募があるかということは、１年、２年経過してみないと分かりませんけれども、試算上の想定は５人としております。

大桃委員　　これは公布の日から施行になっていますが、いつくらいに。いつから募集するつもりなのか。

吉澤教育委員会事務局長　　来年度進学する奨学生に間に合うように、今年度の冬から募集をしたいと考えております。例年の一般の奨学金の募集が 10 月くらいから始めるということですので、それに併せて募集を開始したいと考えております。

大桃委員　　現行の貸与型の奨学金、それを今もらっている人がこれに応募できるのか伺います。

吉澤教育委員会事務局長　　在学中でも申し込めることになっておりますので、それについては可能でありますが、両方の併給を不可としておりますので、その場合は今まで借りていた一般の奨学金のほうを、そこで貸与を終了してから新しいものを借りるという取扱いになろうかと思います。

大桃委員　　この給付型の奨学金というのは、非常にいいかなと思っていまして、昨日総裁になった菅さんもゼロからのスタートだとおっしゃっていましたけども、貸与型の奨学金はマイナスからのスタートなんです。まず借金してという話ですから、この給付型になると非常にいいなと。借換えというか、現行受けているものをなしにしてこっちに移行できるかという話なんですけど、それがやめればという話なんだけど、この募集としては５人で非常に少ないなと思うんです。貸与と給付で条件が違うみたいな話の中では、絞ってということは分かるんですけども、私、非常にいいと思っているんで、もうちょっと増やしてもらいたいと思うんですけど、現行の奨学金、今、年度ごとにどのくらい出しているんですか。人数分かりますか。

吉澤教育委員会事務局長　　現行の奨学金は、年間 40 人程度の想定をしておりますが、ここ数年は 20 人強で推移しています。

大桃委員　　40 人枠があって 20 人ということだと思います。希望しても受けられない方もいらっしゃると思うんですけども、５人だと非常に少ないかなと。市長の思いもあって、帰ってきてくださいという中では、もうちょっと多くしたほうがいいんじゃないかと思いますけど。これは条例の中に載せなくてもいいんですけど、その辺もうちょっと考えていただいたほうがいいかなと思うんですけど、いかがですか。

吉澤教育委員会事務局長　　今回のふるさと回帰育英基金の原資が、篤志家の方からご寄附いただいた 7,500 万円ということもありまして、まずはその範囲で運用が可能な規模ということで、５人を想定しておりました。今後の利用状況等を見て判断する時期が来るかも分

かりませんけれども、あくまでも 7,500 万円の寄附額ありきということで制度を設計しておりますので、このようなことになっております。

本田委員長　　ほかに質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 82 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 82 号　魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで市長及び教育長は所用がありますので退席いたしますが、よろしいでしょうか。（異議なし）しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（10：30）

市長及び教育長退席

再　　開（10：30）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

（５）所管事務調査について

・湯之谷小学校の結露関連の対策と結果について

本田委員長　　日程第５、所管事務調査についてを議題とします。湯之谷小学校の結露関連の対策と結果について、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　　それでは、お手元の資料につきまして、学校教育課長より説明を申し上げます。

斎藤学校教育課長　　（資料「湯之谷小学校の結露関連の対策と結果について」により説明）

本田委員長　　この件につきまして、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

大平（恭）委員　　除湿器を使っているときと使っていないとき。５月くらいから６月くらいまで、主に月曜日、週末ですか、そういうのが多いんでしょうか。基準というか、何か学校側でこういうときに、例えば湿度の関係からしてもちょっとばらばらかなと思うんですが、どういう基準か決めておられるんですか。

斎藤学校教育課長　　湿度につきましては、大体 70％を目安にということで考えておりますが、そのときの蒸し暑いとか温度の関係もありますが、そういった状況を朝確認して、必要なときは使用をしております。

大平（恭）委員　　７月から８月まででは、週末を除きほぼ毎日稼働しているような状況があった。７月は梅雨どきでかなり今年は雨が多かったので、そういうのはあるんですが、８月の稼働というのは、これは誰もいない状況、宿直の方はいるのかな、そういう状況で回しているという形に見受けられるんですが、ここは何か理由があるんでしょうか。

斎藤学校教育課長　　これは、夏休みになっていますが、職員等もいるということで稼働しております。実際、湿度は夜の関係ですとかそういったこともありますので、誰も行かなかったとしても、そこで湿度が発生する可能性がある状況だということで、ここは稼働しているという状況です。

大平（恭）委員　　私たちが以前伺ったときには、かなり除湿器を回しても１日でほぼ満タンという状況がどの除湿器にも見られたと。その交換、捨てなければいけないので、当然その作業も結構大変だという話をしているんですが、この作業については今、現状はどういう形ですか。先生方が主にやっていらっしゃるんですか。そこら辺について。

斎藤学校教育課長　　水捨て作業につきましては、まず朝に、湿度が高いときに夜稼働するのでたまります。湿度が高いときは大体満タンになっていますので、半分くらいというときもありますが、朝一度、教務主任のほうで、水盤がすぐランチルームのところにありますので、そこで６台の水を捨てるという状況。そして昼につきましては、給食を食べますので、そこで担任の先生が１台ずつ担当して、そこはほとんどたまっていない状況が多かったということですが、一応そこは捨てるという状況でした。

大平（恭）委員　　８月、７月では、かなり頻度が、除湿器の稼働が多くなっていますが、ここについては、ほぼ毎日交換ですか。

斎藤学校教育課長　　朝につきましては、毎日交換しています。

大平（恭）委員　　これ、対策１で今後進めると書いてありますが、どうでしょうか。僕から言わせると非常に間に合わせ的な対応かなと。やはり２もしくは３のような対策を今後は見据えて考えていかないとならないんじゃないか。雨の状況も、昨今雨が多いですし、その辺を考えたり、また冬は冬でたぶん除湿もかなりしなければいけない状況もあるかと思うんです。今後も含めて。対策は一応検討するべきじゃないかと思うんですが、そこら辺は今後、お考えはどうですか。

斎藤学校教育課長　　除湿器の稼働につきましては、この時期、５月の頃から少しずつ始まり、主に６月の梅雨入りから９月ももう少し、今も使っている状況です。間もなく涼しくなると一切除湿器のほうは使用せず、昨年度結露は発生しなかったという状況ですので、この時期使用するという状況であります。先ほどの水捨ても、そこで 10 分もかからない程度の手間で、すぐそこに捨てるところがあるという形、そしてコストもそうかからないというところですので、基本的には結露が発生しないという状況ですので、この対策を継続していくという考えであります。

大平（恭）委員　　されないということなんですが、対策２の費用を見ても、あるいは３を見ても、2,000 万円弱、３は 4,000 万円強くらいなんで、ここはこの程度の金額であれば、将来的にもこんなことをずっと続けるのかなと見ると思うので、しないとおっしゃいましたけれども考えていくべきだと思います。協議のほうはこれについてはもうここでしない、あるいは必要に応じて行うということですか。

斎藤学校教育課長　　また結露が発生するような状況になりましたら、協議、検討が必要かと考えております。

渡辺委員　　この管理表を見させていいただきますと、今回夏休みの期間は入っているんですが、自粛ということで休校になっている期間が入っていないので、その辺りがどうだった

のかなというのがこの表だと分かりづらいところがあるんですけれども、今後、秋になれば一切使用しないということですが、この管理表というか、こういったことをずっと続けていく、冬も当然これからまたあるんですけれど、この管理表についてはいつまで継続するおつもりですか。

斎藤学校教育課長　　当面は続けていきたいと思っています。

渡辺委員　　私たち、家庭でもそうですけれど、冬がこちらは非常に窓とかに結露がたまりやすい状況であります。ぜひ冬の状況もよく調べていただきながら、今後また検討していただきたいと思います。

本田委員長　　ほかにございますでしょうか。（なし）それでは、本件に対しましては、委員会の所管事務調査といたしましては以上ということでよろしいでしょうか。（異議なし）引き続きまた結露対策のほう、教育委員会のほうでよろしくお願いいたします。

（６）閉会中の所管事務等の調査について

本田委員長　　日程第６、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

（７）その他

・第二次総合計画後期基本計画策定の進捗状況について

本田委員長　　日程第７、その他を議題といたします。

最初に、第二次総合計画後期基本計画策定の進捗状況について、執行部より報告願います。

森山総務政策部長　　第二次総合計画後期基本計画の策定につきましては、去る令和元年 12 月 20 日の全員協議会において策定方針を説明させていただきました。その際に、策定のスケジュールも併せて説明をさせていただいたところであります。そのスケジュールに沿いまして、その後、庁内での前期基本計画の検証を行うとともに、総合計画審議会からは前期基本計画の中間検証の調査を行っていただき、また、まちづくり委員会からも前期基本計画について調査、検討を行っていただいたところであります。そういった経過を踏まえまして、事務局においては計画素案の作成を進め、今年度７月 21 日に総合計画審議会を開催し、その計画素案について説明をさせていただいたところであります。その際、審議会の委員のほうからその計画素案の内容について質疑が出されましたが、その内容について、中身がなかなか不明な点が多い、事務局ではもう少し検討が必要ではないかという意見が出たことから、今現在、計画素案について再度持ち帰り調整、検討を行っているという状況であります。このことから、まだ計画素案の段階で総合計画審議会に再度説明をする機会を設定しなければならないということで、スケジュールが当初のスケジュールよりも遅れているということでございます。今後のスケジュールにつきましては、資料の表をご覧

いただきたいと思います。

（資料「第二次総合計画後期基本計画策定スケジュール」により説明）

なお、今回委員会で提出させていただいた資料でありますけども、資料１、２が庁内で行った検証結果。資料３が総合計画審議会が中間検証を調査した調査結果の意見書。資料４については、まちづくり委員会が調査した調査結果ということでございます。こちらについては、総合計画審議会のほうにも提出をさせていただいております。

本田委員長　　ただいまから質疑を受けたいと思っております。資料のほうもたくさんございますので、策定スケジュールについての、少し遅れているという話ですけども、この点につきまして皆さんのほうで質疑ございますでしょうか。（なし）スケジュールについては、質疑ございませんので、これについては以上とさせていただきます。

しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：47）

再　　開（11：00）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

参考資料としていただいているところもありますので、何か分からないようなところがあれば質疑を承りたいと思います。

渡辺委員　　この総合計画の中間報告書でございますが、一応令和２年３月となっております。この中間検証のほうは出来上がった時期が明確ではないのですが、こちらはいつ出来上がったのでしょうか。

森山総務政策部長　　資料１が令和２年３月ということで日付が付いておりますけれども、これの施策のシートということで資料２を付けてありますので、一緒にできたということになります。

渡辺委員　　私たちが議会基本条例をつくるときには、実は総合計画、基本計画までも議決事件に入れるつもりで素案はつくっておりました。その当時、総合計画の基本構想だけではなく基本計画もという議会側の案に対して、当時の中川副市長のほうから、何としても基本計画のところまで策定と変更が議決事件になることは申し訳ないが勘弁願いたいと。そのかわり策定過程を明らかにしながら一緒にやらせていただきたいのでという話があり、議会と執行部とのすり合わせの中で、この基本計画につきましては議会の議決事件にしてこなかったという経緯があります。今、見させていただきますと、３月の時点で報告書につきましても中間検証の施策シートにつきましてもできているということであれば、当然３月の議会でこれは出せたのではなかったのかと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

森山総務政策部長　　３月の議会ということでありましたけれども、最終の出来上がりの日付まで私のほうでもよく承知をしておりませんが、これが３月末という形で出させていただいている部分だと思いますので、議会の最終日までに間に合ったかどうかという話になりますと、恐らくその後に最終的には完成したと私は認識しておるところであります。した

がいまして、３月定例会には間に合わなかったということであります。

渡辺委員　　こちらのほうに、資料３ですけれども、総合計画の審議会のほうですね。これ令和２年３月９日に市長宛てに中間検証結果に対する意見が出ております。当然これを出してくるということは、この中間検証結果報告書そして施策シートを審議会のほうに出して、そこで何らかの審議をいただき、当然たった１日でしたわけではないと思いますので、その前の段階でできていたと思います。当然そうであれば、３月９日の以前に出そうと思えば出せた。そして、私たちがその当時つくった基本条例の中で、一緒に基本計画も同時進行で議会とやり取りしながらやっていくんだというような話があったことが、全く反故にされていると。再三、委員長のほうからも、これについてどうなっているのかと、資料の提供はないのかという話があった中で、これまで出てこなかった理由について教えてください。

森山総務政策部長　　決して議会をないがしろにしたということではございませんが、事務局のほうでの作業を重視するあまりに、そこを失念してしまったという、結果的にはそういうふうになってしまったということで、大変申し訳なく思っております。

渡辺委員　　そういう意味では、素案がすでに出来上がっていて、7月21日に審議会に見ていただいたけれども、不明な点が多いということで今持ち帰り検討中ということでございます。当然、審議会というのは市長の諮問機関でございますから、市長がそこに提出すると。同時にやはり私たち議会側に出してくるのが、この総合計画、基本計画をきちんとやっていくということになるかと思います。この素案につきまして、いつ私たちのもとに提出いただけますでしょうか。

森山総務政策部長　　計画の素案ということでありまして、その先に計画案になるわけでありますけれども、市長が最終的に諮問をする行為は、計画案について諮問をするということで、当初は、７月の審議会のときには素案を見ていただいて、意見をお聞きするというようなことで開催をさせていただいた経過がございます。その時点で不備なところが多くあるんではないかという意見をお聞きしたもので、今作業を再度やっているということでありますが、今回もうすぐそれの取りまとめが終わり、また計画素案として再度審議会のほうに出させていただく際には、議会のほうにも出させていただきたいと考えております。

渡辺委員　　果たしてそれが議会と同時進行でしっかりとこの総合計画をつくっていくという、基本条例つくるときの議会と執行部とのすり合わせだったのかなと思うと、それは違うのではないかと思います。ですので、市長が審議会のほうに出すのと同時期に議会にも出していただくというのが、あの当時の私たちは約束事であったんではないかという気持ちで、今正直残念な思いであります。市長も変わりましたし、副市長も変わりました。そうであれば、議会としてはそういったことがきちんと条文化されないのであれば、ないがしろにされてしまうのであれば、また議会の中でこの基本条例、少し検討していかなければいけないのではないかという気がいたします。そういった意味でも、市長は変わったとしても、いろいろなものがつながっていくということを考えたときには、しっかりと同時進行でやっていただきたいと思うんですけれど、その辺りいかがですか。

森山総務政策部長　　このスケジュールには載せてはございませんが、計画案を諮問する、パブリックコメントをかける際には、もちろん議会のほうにも同じ時期にお示しをさせてい

ただき、それを審議いただくという時間は当然取らせていただく当初からの予定ではございました。そこが素案という部分も含めた話の中で、私どもが気が回らなかったという点についてはお詫びを申し上げます。今後はそういった部分を再度気をつけて進めさせていただきたいと思います。

渡辺委員　　当時のマニュアルじゃないんですけど、こんな形でやらせていただきたいので、基本計画については議決事件にしないでいただきたいという話のすり合わせをもう一回確認していただきながら、しっかりと議会も一緒に、一番大事な根幹になる計画であります。ここのところ、しっかりと議会に対して出していただきたい。前回、素案の素案だという話でしたが、その素案の素案にどのような意見をいただいたかというところも含めて、早急にこの委員会にお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

森山総務政策部長　　審議会の会議の内容ということではないかと思いますが、議事録がありますので、そういったところを含めてお示しをさせていただきたいと思います。

大平（恭）委員　　今の渡辺委員の質疑で少しわかった部分があるんですが、根幹の計画なのでぜひ慎重にやっていただきたい。審議会の意見も、非常に根幹を問うようなものが出ている部分は重視しなければいけないと思うし、こういう意見を反映させたものって、かなり練らないと、抜本的に見直さないと難しいようなことが随所に出ているんですけども、スケジュールありきで僕はやるべきじゃないと思うんです。必要であれば審議会の方々にスケジュール外でも集まっていただいて、それで練り上げていくと。議会にも先ほど言いましたように示していくと。全体で議論していいものをつくり上げていくという姿勢は必要だし、この資料３の「全体を通して」という最後のページのところでも、これはまとめとして出ていますので、ここはしっかりと検証を行うことが求められていると思うんです。これは庁内だけでやれる話では僕はないと思います。そこら辺のスケジュールは、今後見直す、徹底的に練り上げていくという、そういう形で進めていくのかどうか。スケジュールありきで行くのか。そこら辺についてお考えを聞きたい。

森山総務政策部長　　前期基本計画が今年度末で終了します。終了するということは、来年の４月から後期基本計画に入っていくということが既定路線となっておりますので、このスケジュールから言いますと、計画決定は３月までに終了すべきと当局のほうでは判断をしております。ですので、最終的に３月末には計画決定をするということで、このスケジュールを出させていただいておりますが、その間のやり取り等につきましては、今ほど委員が言われましたように、極端に言えば１回やって終わりというような話ではなくて、しっかりとやり取りを行いながら、またいろいろな方々のご意見等も伺いながら、このスケジュール、最終的には３月末に合わせてやっていくというようなことで今考えております。

大平（恭）委員　　審議会のメンバーの方にも、私お聞きしたことがあるんですが、私たちの意見が通らない。言っても意味がない。非常に厳しい意見をいただいたことがあります。それは、例えば報告ありきというようなスタンスではなくて、ちゃんとした審議会があるわけですから、そこの方々の意見。十分な審議の時間と、意見について真摯に向き合うという姿勢を私は必要だと思います。これは以前からの指摘、昨年度にそういう意見を受けました。取り立てて大きな問題にするということには、僕はしなかったんですが、ぜひそういうのはやっていただきたいということがありますし、議会の委員会の中では、先ほど

言った審議会の議事録等は次回の委員会等に示されることができるかどうか、そこら辺確認させてください。

森山総務政策部長　　前段の審議会からの意見という部分につきましては、７月の会議の際にも、簡単に終わらせてもらっては困るという意見が出され、また、じっくりと審議をする時間が必要だという意見をいただきましたので、このように３月末までにじっくりとやりましょうということで提案をさせていただいたということであります。それから、議事録等については既にできておりますので、これについては早急に用意をさせていただきたい。次回委員会があるときまでには、こちらのほうから提出できるようにさせていただきたいと考えています。

大平（恭）委員　　委員長に提案なんですが、ここは、こういうところだけで終わらないで、非常に大事な問題ですので、ぜひ閉会中の調査の中で十分な審議を行うよう配慮願いたいと思います。

本田委員長　　はい。承知いたしました。

ほかにございますでしょうか。（なし）この件につきましては、当委員会の所管事務調査案件でございます。引き続き委員会として調査してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

なお、執行部の皆様に申し上げますが、閉会中の議会日程もタイトでございますので、早め早めにこちらも動きたいと思いますので、できるだけ資料等はしっかりと準備していただく中で、委員会の対応をお願いしたいと思います。本件につきましては、以上といたします。

このあとの日程は、主に、議会内部の調整等になりますので、ここで執行部から報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部からは退席願うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。執行部で協議、報告事項等はありますか。

森山総務政策部長　　ありません。

本田委員長　　議員の皆様から執行部に対して何かございますか。（なし）なければ、これで執行部からは退席いただきます。しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（11：16）

執行部退席

再　　開（11：17）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開します。

・市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについて

本田委員長　　次に、市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いについてを議題といたします。

資料が配付されておりますので、事務局から説明をいたします。

佐藤議会事務局長　　（資料「令和２年８月６日市民の声を聞く会意見・要望取扱い区分」により説明）

本田委員長　　今ほど事務局長から説明いただきました。今ほどの説明に対して質疑はございますでしょうか。（なし）なければ、質疑を終結いたします。この資料につきまして、委員会としての対応について協議いたします。これより休憩いたしますので、忌憚のないご意見をお願いします。

しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（11：20）

休憩中に自由討議

＜魚沼若者会議の予算継続について＞

・執行部に確認したが、予算がなくなるという話は出ていない。魚沼若者会議の中から出てきた活動内容が、補助金の対象に合致すると支出するとのことなので、Ｂとする。

＜青少年の健全育成の観点からのスキー場の必要性について＞

・一度調査をして、議論をすべきと思うので、Ａではどうか。
・魚沼市は、しっかりとスキー授業をするようにということがない。学校側ができないのであれば、その理由を調査していってもいいと思うので、Ａでいい。
・スキー場の存続の話は経済的な部分が一番大きい。産建のほうもある。青少年の健全育成の観点からという部分を捉えて、スキー場について協議するのは難しいと思う。そういう観点もあるということで、Ｂでいい。
・学校教育の中でのスキーをどう考えていくかという観点でするには、総務文教委員会でしかできない。
・スキー場がなくても、希望があればスキーのできるところへ行ってすることができる。スキー場の存続の話は、総務文教委員会ではできない。
・スキー場存続の話をしているのではない。スキー文化をどうするのか。子供たちがスキーをできる環境づくりをどのようにしてやれるかを議論すべき。
・出された意見は、スキー場を残す必要性のことである。
・スキー場の必要性についてという意見なので、聞き置くＢでいいと思う。

再　　開（11：33）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

市民の声を聞く会の意見・要望の取扱いにつきましては、表中 13 番について、対応欄をＢといたします。ご異議ございませんか。（異議なし）

続きまして、表中 15 番につきましては、対応欄をＢということにさせていただくということでよろしいでしょうか。（異議なし）

そのように以上で決定させていただきました。本件につきましては、以上といたします。

・委員会の行政視察について

本田委員長　　次に、委員会の行政視察についてを議題といたします。９月１日の議長委員長会議において、委員会の行政視察について各委員会で検討することとなりました。ご承知のとおり、コロナウイルスの感染拡大により、視察については自粛するよう全国市議会議長会より通知が出ており、視察を希望しても受け入れてもらえるかどうかは難しい状況となっております。これより休憩いたしますので、市内の視察も含め、忌憚のないご意見をお願いいたします。しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（11：34）

休憩中に自由討議

・委員会の行政視察ということで触れているが、閉会中の所管事務調査も関連するので、それも含めて意見を出してほしい。
・７月に現地調査をしたが、あれ１回では足りない。災害が起きたときにどうやって市民が情報を得るのか、非常に心もとない状況があるので、防災の関係について当局からもきちんと資料を出してもらい、委員会として調査を進めていく案件ではないかと思う。特に災害が多かった堀之内や小出の魚野川、湯之谷などの避難場所について検証したい。
・今回できる、できないは別にして、ケーブルテレビは県内に幾つか民間事業者があるので、魚沼市の今後のことを考えたときに、そういったところがどのようにケーブルテレビを運営しているのかを視察するのも一つと考える。
・先様の迷惑にならないように、市内視察にとどめておいてはどうか。防災無線に関しては、ほかに視察できるところもある。市内視察で計画してはどうか。
・希望は反映させたい。委員長、副委員長に一任願う。

再　　開（11：42）

本田委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど委員会の行政視察について、委員の皆さんからご意見をいただきました。市内の施設を中心に視察を行うということで、委員長、副委員長に一任していただき、スケジュールを調整するということにさせていただきました。本件については、以上といたします。

続きまして、委員の皆さんからご意見、協議事項等はございますでしょうか。

渡辺委員　　先ほどの、学校関係でのスキー文化の件ですが、この委員会の中で取り扱っていただけたらと思いますが、よろしくお願いします。

本田委員長　　ほかにございますでしょうか。（なし）本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務文教委員会は、これで閉会いたします。

閉　　会（11：43）